

『2013年版 司法試験 完全整理択一六法 民法』
お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2013年4月3日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
204	下から 1行目	可 (349)	原則不可、弁済期到来後のみ 可 (349)	2013. 03. 04
436	下から 13行目	→両見解の s 差異が……	→両見解の差異が……	2012. 12. 25
494	2行目	3 解除権の行使により、請 負契約が遡及的に消滅する (545 I)。	削除	2012. 11. 11
285	下から 1行目	…特別事情の立証があれば…	…特別事情の 予見可能性 の立 証があれば…	2012. 11. 08
440	下から 6行目	(t ・百選II 52 事件)	(最判昭 36. 12. 15 ・百選II 52 事件)	2012. 10. 30
4	2行目	(2) …不法行為とし(て妨害 除去…	(2) …不法行為として妨害 除去…	2012. 09. 15
265	下から 3行目	2 債務者がにあるときは責 任が加重され、についても。 →債務者の責めに帰すべき事 由に基づく不能ゆえ、債務者 は任を負う	2 債務者が 履行遅滞 にある ときは責任が加重され、 不可 抗力 についても 責任を負う →債務者の責めに帰すべき事 由に基づく不能ゆえ、債務者 は 債務不履行責任 を負う	2012. 08. 25

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
240	＜不動産が双方とも同一物上保証人所有の場合＞の表中における、乙が先に競売された場合の3番目の順位	B 甲→1000万	B 甲→3000万	2012. 07. 27